

【健康保険委員の皆様へ】職場内で掲示・回覧し、情報をお役立てください！

けんぽ通信 Premium

創刊号
発行：全国健康保険協会新潟支部
編集：企画総務グループ
発行日：平成30年7月1日

協会けんぽでは毎月「けんぽ通信」を発行し、各種制度や情報のご提供をさせていただいております。しかしながら、紙面の枠に限度もあることや、日頃から協会けんぽの事業にご協力をいただいております健康保険委員の皆様へ、より多くの情報をご提供したいと考え、健康保険委員様限定の広報誌を作成することといたしました。皆様の日々の業務にお役立ていただける内容を掲載していきたいと考えております。ぜひ、ご活用ください。

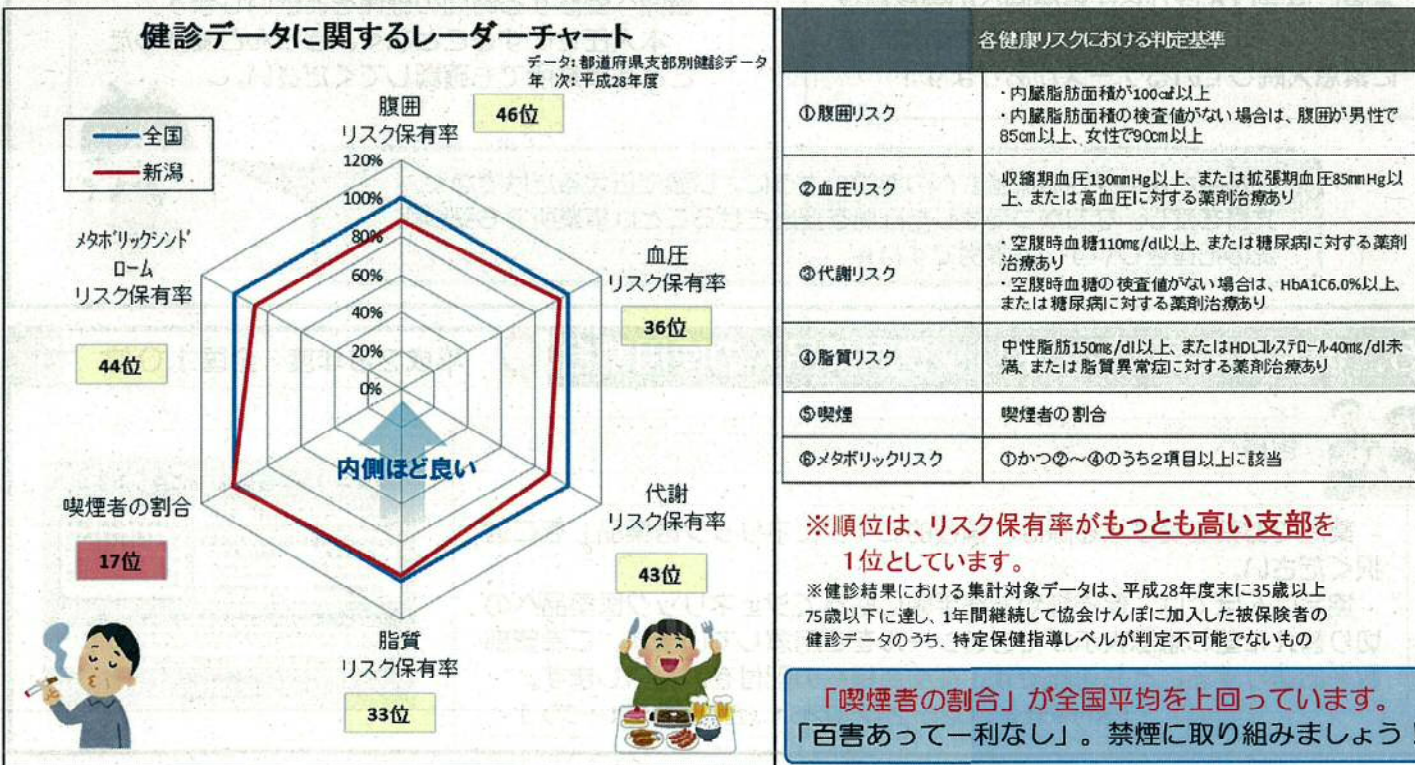
〈支部長からのメッセージ〉

健康保険委員の皆様 こんにちは。
日頃より、協会けんぽ新潟支部の健康保険事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、健康保険委員としてご登録いただき、事業所と従業員の「橋渡し役」として、健康保険の制度周知や情報の提供などご尽力いただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。
近年、少子高齢化の進展により労働人口の減少が続く中、若い人材の確保が厳しさを増し社員の平均年齢上昇に繋がるなど、従業員に対する健康管理の取組は今後経営にも大きく影響を与えると言っても過言ではない時代となります。また、求職者の間では、「従業員の健康管理や健康づくり」に前向きに取り組まれる企業を、いわゆる「ホワイト企業」の1つの基準として捉える動きも出ています。
従業員は会社の「財産」です。会社の財産である従業員の健康を守るためにも、ぜひ、協会けんぽ新潟支部より発信する各種事業や情報をご活用いただければと思っております。
このたび発行する運びとなりました広報誌は健康保険委員の皆様へ、より多くの情報をご提供するとともに、取り組み事例や支部の現状などもお知らせしていきたいと考えております。
この情報誌が皆様の日々の業務にお役にたてれば幸いです。

田中 正一

健診受診者におけるリスク保有率(全国値との比較)

健康診断の結果を基に、新潟支部の健康状態を示したものです。皆さんの健康状態と比べていかがですか？



わが社も健康づくり頑張っています！

協会けんぽ新潟支部に加入している各事業所で、職場の健康づくりについてさまざまな取り組みを行っていますよ。今回は、魚沼市の株式会社三友組様の取り組み事例をご紹介します。
職場の健康づくりに取り組んでみたいけれど、何をしたらいいのかわからない・・・他の事業所はどんな取り組みをしているんだろう・・・？そんな疑問の参考にぜひしてみてください！

事業所概要
名称：株式会社 三友組
住所：魚沼市吉田163
業態：総合建設業



職場の健康づくりに取り組むようになった「きっかけ」

経営者の「健全なカラダなくして 健全なココロなし」という考えから、全社員が毎年必ず健康診断を受診しています。健康診断の結果を分析したところ、要精密検査・要治療と診断された社員の割合が増加傾向であることが判明したため、取り組みを更に進める大きなきっかけとなりました。



わが社では、こんな取り組みをしています！

定期健康診断を全員で一斉に受けています！

毎年1回、午前に定期健康診断、午後に会社の安全大会という日を設け、健康診断を「会社の行事の一つ」という位置づけで行っています。やむを得ず受診できない人も、後日改めて日程調整を行い、必ず受診できるようにしています。定期健康診断の受診率は100%です！

健康診断で「精密検査・要治療」の結果が出た従業員へ、医療機関への受診を促しています！

定期健康診断の結果、精密検査や治療が必要と判断された従業員に対し、個別に文書で通知し、当社指定の「診療依頼書兼診療結果通知書」を医療機関へ持参し、受診するように勧奨しています。
受診後は医療機関（医師）が診療結果を記入し、会社へ返付される仕組みとなっているので、受診状況や健康状態の把握に役立っています。



その他、こんな取り組みもしています！



- 全従業員・全管理職に対し、健康に関する情報を「給与袋に同封」し、従業員のみならず、ご家族にも見ていただける仕組みにしています。
- 協会けんぽ新潟支部から送られてくるメールマガジン「ときメール」をプリントアウトし、全社回覧しています。
- 毎週水曜日は「ノー残業day」。定時退社を呼びかけています。



まずは「無関心」から「関心」そして「行動」、「習慣」へステップアップできるよう、サポートしていきたいと思っています。

これらさまざまな取り組みが評価され、「健康経営優良法人2018」に認定されました！おめでとうございます。



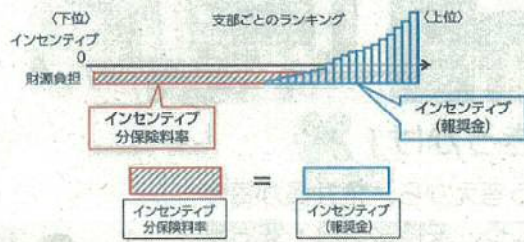
今回掲載させていただいた内容は取り組みの一部ですが、参考になることがとても多く、私たちも勉強になりました。ぜひ、参考にしてみてください！

インセンティブ(報奨金)制度開始!

これまでも広報誌等でご案内をしていましたが、平成30年度から協会けんぽでは「インセンティブ(報奨金)制度」が導入されました。

この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを『健康保険料率』に反映させるものです。(加入者・事業所単位ではなく、「都道府県支部」ごとの健康保険料率に反映されます。)

どのように評価するの?



何を取り組めばいいの?新潟支部の状況は?

評価の対象となる5つの項目について、取り組みのポイントや新潟支部の状況などをご紹介します。

1. 特定健診等の受診率

平成28年度 全国3位

健康な毎日を過ごすために、各種健診を毎年必ず受診してください!

被保険者(従業員)様へ

- ①生活習慣病予防健診または労働安全衛生法に基づく定期健診を必ず受診しましょう!
- ②ご家族様へは4月上旬に被保険者様のご自宅に受診券(セット券)を郵送しています。必ず受診するようにお伝えください!

事業所のご担当者様へ

- ①労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、「同意書」を協会けんぽへご提出ください。
- ②ぜひ、従業員のご家族様に「特定健診」を受診するようお声掛けください!

三友組さんの取組を参考に、「給与明細に健診受診のお願いを同封」してみるのもいいかもしれませんね!

2. 特定保健指導の実施率

平成28年度 全国31位

「特定保健指導」って何?

健診を受けた後、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことを「特定保健指導」といいます。

健診結果をもとに、皆様ご自身の健康状態を把握しながら、よりイキイキとした毎を送れるようにサポートをしています!

被保険者(従業員)様へ

健診を受けて、それで終わりではありません! きちんと健診結果を確認し、ご自身の状況を把握しましょう。ご家族様が特定保健指導の対象になった場合は、もれなく指導を受けるようお伝えください。

事業所のご担当者様へ

特定保健指導の対象者がいた場合、事業所様宛にご案内をお送りしています。被保険者様へ特定保健指導を受けられるよう対象者への声掛けと相談場所のご提供をお願いします。

3. 特定保健指導の減少率

平成28年度 全国27位

特定保健指導の「減少率」って何?

今年度「特定保健指導」の対象になった方が、生活習慣の改善に取り組んでもらい、翌年度の健診で「特定保健指導」の対象とならなくなった方がどれだけ増えたかで減少率を算出します。

すでに特定保健指導の対象者になっている人

- 特定保健指導はきちんと最後まで受けましょう。
- 今まで以上に日ごろから健康的な生活習慣に取り組ましましょう。

特定保健指導の対象ではない人

- 日ごろから健康的な生活習慣に取り組ましましょう。
- 健診結果が悪化し、特定保健指導の対象者にならないようにしましょう。

4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

平成28年度 全国45位

生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査を含む)」の判定を受けた方に協会けんぽから医療機関へ受診するようご案内をお送りしています。ご案内が届いた方が、どれくらい医療機関へ受診したかを確認し、ランク付けします。

要治療者に聞いた受診しない主な理由

- 時間がない
- 仕事が忙しい
- 自分はそこまで悪くないだろう

被保険者(従業員)様へ

医療機関への受診のご案内が届いた場合は、必ず医療機関へ受診しましょう! また、血圧または血糖値以外の健診結果で「要治療(再検査)」の項目があった方も、必ず医療機関を受診しましょう!

事業所のご担当者様へ

お仕事でお忙しいとは思いますが、ぜひ医療機関へ受診する時間の確保をお願いします。本人任せにすることなく、きちんと受診したことを事業所でも確認してください。

これではいけません! 実際に協会けんぽから医療機関への受診勧奨を行っていた方で、受診していなかったために緊急入院しているケースがあります!

三友組さんの「要治療者」への取組のように、口頭で伝えるだけでなく、文書を渡し、なおかつ受診した証拠を提出させることは事業所でも受診状況の把握をしやすい好事例ですね★

5. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

平成28年度 全国10位

皆様へ

薬局でお薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

協会けんぽでは、保険証やお薬手帳に貼ってジェネリック医薬品への切り替え希望の意思表示ができるシールをご用意しています。ご希望部数をお送りすることも可能です! 従業員様への配付をお願いします。

【送付依頼先: 025-242-0261 (企画総務グループ)】

「ジェネリック医薬品」をご存じですか?

ジェネリック(後発)医薬品は、同じ目や成分が先発医薬品と同等であると認められ、お薬代も負担軽減につながります。

ジェネリック医薬品を処方された際には、お薬手帳に貼る「ジェネリック医薬品」シールを貼ってください。

ジェネリック医薬品を処方された際には、お薬手帳に貼る「ジェネリック医薬品」シールを貼ってください。

ジェネリック医薬品を処方された際には、お薬手帳に貼る「ジェネリック医薬品」シールを貼ってください。

全国健康保険協会
025-242-0261